

関係事業者 各位

久留米市長 檜原 利則
(環境部廃棄物指導課)

法令等の改正に伴う水銀を使った廃蛍光管等の取扱いについて（通知）

日頃より、廃棄物行政に格別のご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令等の改正により廃蛍光管等の水銀を含む廃棄物の処理基準が、平成 29 年 10 月 1 日より変更されます。

つきましては、建物の解体、改修工事及び事業所から排出される廃蛍光管等の「水銀使用製品産業廃棄物」(※1)の排出に際して下記の 5 点について特にご留意いただき、処理いただきますようお願いいたします。

記

〔廃蛍光管等の水銀使用製品産業廃棄物を排出する際の留意事項〕

1 排出時における分別の徹底

廃蛍光管については傘等から蛍光管のみを取り外し、他の廃棄物と分別して収集運搬業者および処分業者に委託すること。

※「規則別表第四」中に「×」印がない水銀使用製品産業廃棄物については水銀使用製品が組み込まれた状態で排出することが可能（例：水銀電池が組み込まれた補聴器等）。

2 水銀使用製品産業廃棄物の保管について

水銀使用製品産業廃棄物が運搬されるまでの間、以下の措置も行うこと。

- (1) 保管掲示板に水銀使用製品産業廃棄物であることの旨を記載すること。
- (2) 他の物と混合しないように仕切り等を設ける等必要な措置を講じ保管すること。

3 産業廃棄物管理票(マニフェスト)及び契約書への記載

- (1) 産業廃棄物管理票(マニフェスト)に「水銀使用製品産業廃棄物」を必ず記載すること。

平成 29 年 10 月 1 日以降交付されるものから適用。

- (2) 委託契約書に「水銀使用製品産業廃棄物」を記載すること。

平成 29 年 10 月 1 日以降に新たに委託契約を結ぶものから適用。既存の委託契約書は書換えが望ましい。

4 選別処理の処分委託の禁止

廃蛍光管等を選別処理委託した場合は委託基準違反となる。

(理由 1) 水銀使用製品産業廃棄物は排出元で分別し、他の廃棄物と区別して運搬することが義務付けられることから、運搬先で選別処理することはあり得ない。

※混載して運んだ場合は、混載した全ての廃棄物を水銀使用製品産業廃棄物として処理しなければならない。

(理由 2) 水銀使用製品産業廃棄物の処分は、水銀が大気中に飛散しない措置が義務付けられることから、飛散防止措置がない選別処理は委託基準違反となる。

5 安定型最終処分場への埋立ての禁止

水銀使用製品産業廃棄物は、安定型最終処分場への埋立てが禁止となる。

※破碎した水銀使用製品産業廃棄物と他の廃棄物が混合した場合は、それらを含め安定型最終処分場へ埋立てが不可。

(※1) 水銀使用製品産業廃棄物には、廃蛍光管以外にも次のようなものがあります。

水銀使用製品が産業廃棄物となったもので、以下3点に該当するもの。

- (1) 規則別表第四に掲げる製品（ただし、水銀が使用されていない旨の表示がある製品は対象外）
- (2) 規則別表第四に掲げる製品が組み込まれたもの（×が記載されたものを除く。）
- (3) その他水銀が使用されている旨が記載された製品。

《規則別表第四》

1	水銀電池		19	顔料	×
2	空気亜鉛電池		20	ボイラ(二流体サイクルに用いられるものに限る。)	
3	スイッチ及びリレー(水銀が目視で確認できるものに限る。)	×	21	灯台の回転装置	
4	蛍光ランプ(冷陰極蛍光ランプ及び外部電極蛍光ランプを含む。)	×	22	水銀トリム・ヒール調整装置	
5	HIDランプ(高輝度放電ランプ)	×	23	水銀抵抗原器	
6	放電ランプ(蛍光ランプ及びHIDランプを除く。)	×	24	差圧式流量計	
7	農薬		25	傾斜計	
8	気圧計		26	周波数標準機	×
9	湿度計		27	参照電極	
10	液柱形圧力計		28	握力計	
11	弾性圧力計(ダイヤフラム式のものに限る。)	×	29	医薬品	
12	圧力伝送器(ダイヤフラム式のものに限る。)	×	30	水銀の製剤	
13	真空計	×	31	塩化第一水銀の製剤	
14	ガラス製温度計		32	塩化第二水銀の製剤	
15	水銀充満圧力式温度計	×	33	よう化第二水銀の製剤	
16	水銀体温計		34	硝酸第一水銀の製剤	
17	水銀式血圧計		35	硝酸第二水銀の製剤	
18	温度定点セル		36	チオシアン酸第二水銀の製剤	
			37	酢酸フェニル水銀の製剤	
			備考 19の項に掲げる水銀使用製品は、水銀使用製品に塗布されるもの限り×印に該当する。		

以上

水銀使用製品産業廃棄物の処理に関して、ご質問等ございましたら廃棄物指導課までご連絡下さい。

問い合わせ先

久留米市環境部廃棄物指導課

担当：椛島、中嶋

TEL：(0942) 30-9148

FAX：(0942) 30-9715